(七) 支部の数　一〇　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一〇
(八) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十七年十二月二十一日
(九) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十七年十二月二十一日
(十) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十八年一月五日
(十一) 政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日　平成二十八年三月二十五日

○総務省告示第二百三十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項の規定により読み替えて準用される同法第十条第四項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称　特定交付金の額

改革結集の会　三〇、三六二、六一一円

○総務省告示第二百四十号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣　山本　早苗

別表第一号の表363の項を次のように改める。

363	大阪府池田市室港、大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。）、門真市（石原町、泉町、一番町、小路町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、春町、栄町、中町、浜町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、松生町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松葉町、速御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。）、吹田市、摂津市（北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、南千里丘並びに南別府町に限る。）、豊中市、東大阪市（旭町、池島町、三池之端町、出雲井町、出雲井本町、稲葉、今米、岩田町（三丁目を除く。）、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、客坊町、五条町、桜町、四条町、島之内、切町、北鴻池町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、新池島町、新庄、庵町、鴻池町、昭和町、善根寺町、新鴻池町、新町、玉串町西、下六万寺町、角田、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、広町、中野、中鴻池町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、額田町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横枕、小路町、南横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び岩草町を除く。）、守口市、八尾市（竹渕、竹渕西及び竹渕東に限る。）、兵庫県尼崎市	6		
370	大阪府茨木市、摂津市（北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西三島、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町を除く。）、高槻市	72		

別表第一号の表370の項を次のように改める。

469	山口県下松市、光市（岩田、岩田立野、塩田、東荷及び三輪を除く。）、周南市（大河内、奥関屋、勝間ケ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ケ丘、自由ケ丘、新清光台、清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ケ丘、八代、安田、夢ケ丘、呼坂及び呼坂本町に限る。）	833		D E
470	山口県周南市（大河内、奥関屋、勝間ケ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ケ丘、中村、原、樋口、緑ケ丘、八代、清光台、清尾、高水原、鶴見台、自由ケ丘、新清光台、安田、夢ケ丘、呼坂及び呼坂本町を除く。）	834		D E

別表第一号の表469の項及び470の項を次のように改める。

別表第一号注3中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇五〇	二八、五、一〇	関口　秀明
五〇五一	二八、五、一〇	小池　泰通
五〇五二	二八、五、一〇	小西　勝信
五〇五三	二八、五、一〇	田上　昌志
五〇五四	二八、五、一〇	畑山　祐三
五〇五五	二八、五、一〇	鎌田　健吾

○政治資金適正化委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三九	景山　晴喜	二八、五、一〇	本人からの申請
一二〇〇	渡辺　裕史	二八、五、一〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○消防庁告示第十三号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第八十八号）第二条第三項の規定に基づき、加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十一年消防庁告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

消防庁長官　佐々木敦朗

第三第五号(五)イの表中「第百二十九条の二第二項」を「第百二十九条第二項」に改める。

附　則

この告示は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○消防庁告示第十四号

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第六十号）の施行に伴い、及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項において読み替えて準用する同令第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十七号（消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

消防庁長官　佐々木敦朗